

平成16年度 大阪市普通会計決算見込額

(単位:百万円・%)

	決算見込額		伸び率		決算見込額		伸び率
	16年度	15年度			16年度	15年度	
歳入総額	1,703,865	1,722,657	△ 1.1	歳出総額	1,701,951	1,719,987	△ 1.0
地方税	618,500	613,049	0.9	義務的経費	876,409	870,933	0.6
譲与税・交付金	97,431	87,878	10.9	人件費	312,114	324,236	△ 3.7
地方交付税	72,843	80,475	△ 9.5	扶助費	346,732	327,848	5.8
国庫支出金	273,692	263,563	3.8	うち 生活保護費	215,120	202,838	6.1
地方債	217,748	242,899	△ 10.4	公債費	217,563	218,849	△ 0.6
一般債	121,194	133,221	△ 9.0	投資的経費	185,020	219,703	△ 15.8
特別債	96,554	109,678	△ 12.0	その他経費	640,522	629,351	1.8
その他	423,651	434,793	△ 2.6				

(参考)	16年度	15年度	伸び率
※特別債のうち臨時財政対策債	44,086	61,138	△27.9
一般財源 (地方税、地方交付税、臨時財政対策債)	735,429	754,662	△2.5

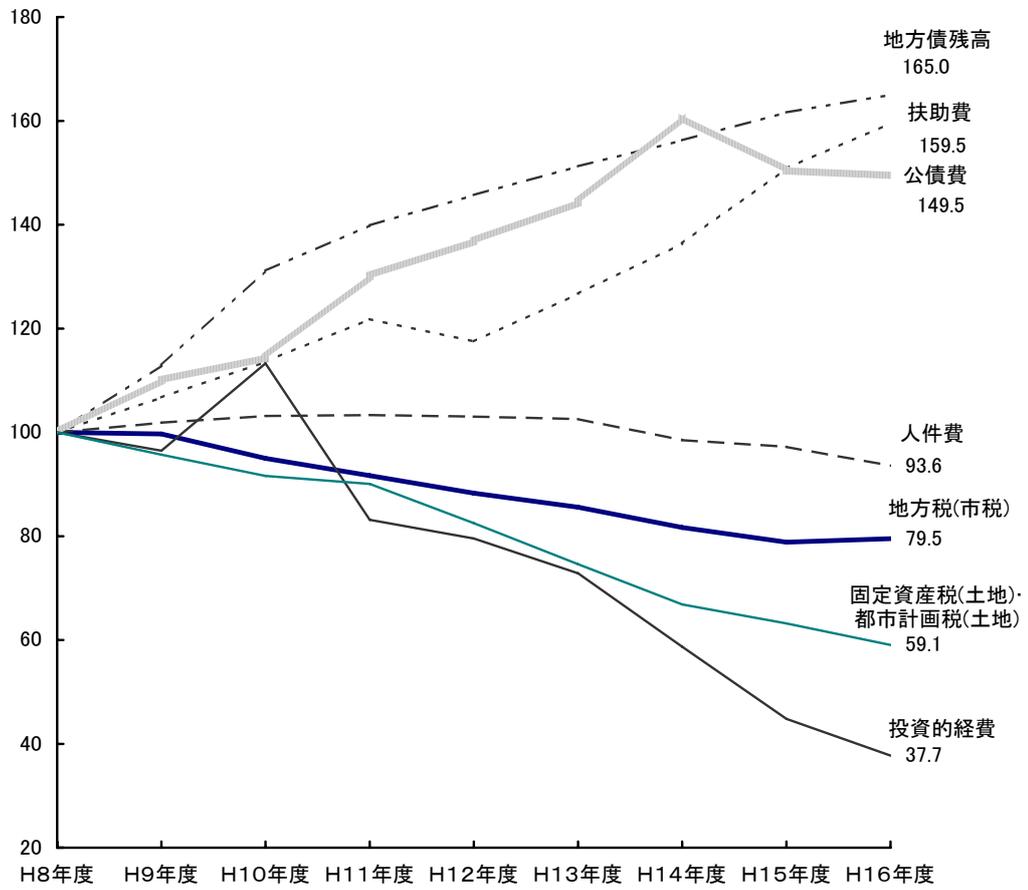
	16年度	15年度
形式収支	1,914百万円	2,670百万円
実質収支	229	192
經常収支比率	103.6%	102.5%
起債制限比率 (3ヵ年平均)	15.9%	15.8%
地方債残高	2兆8,688億円	2兆8,098億円

○ 収支状況(普通会計)

(単位:百万円、%)

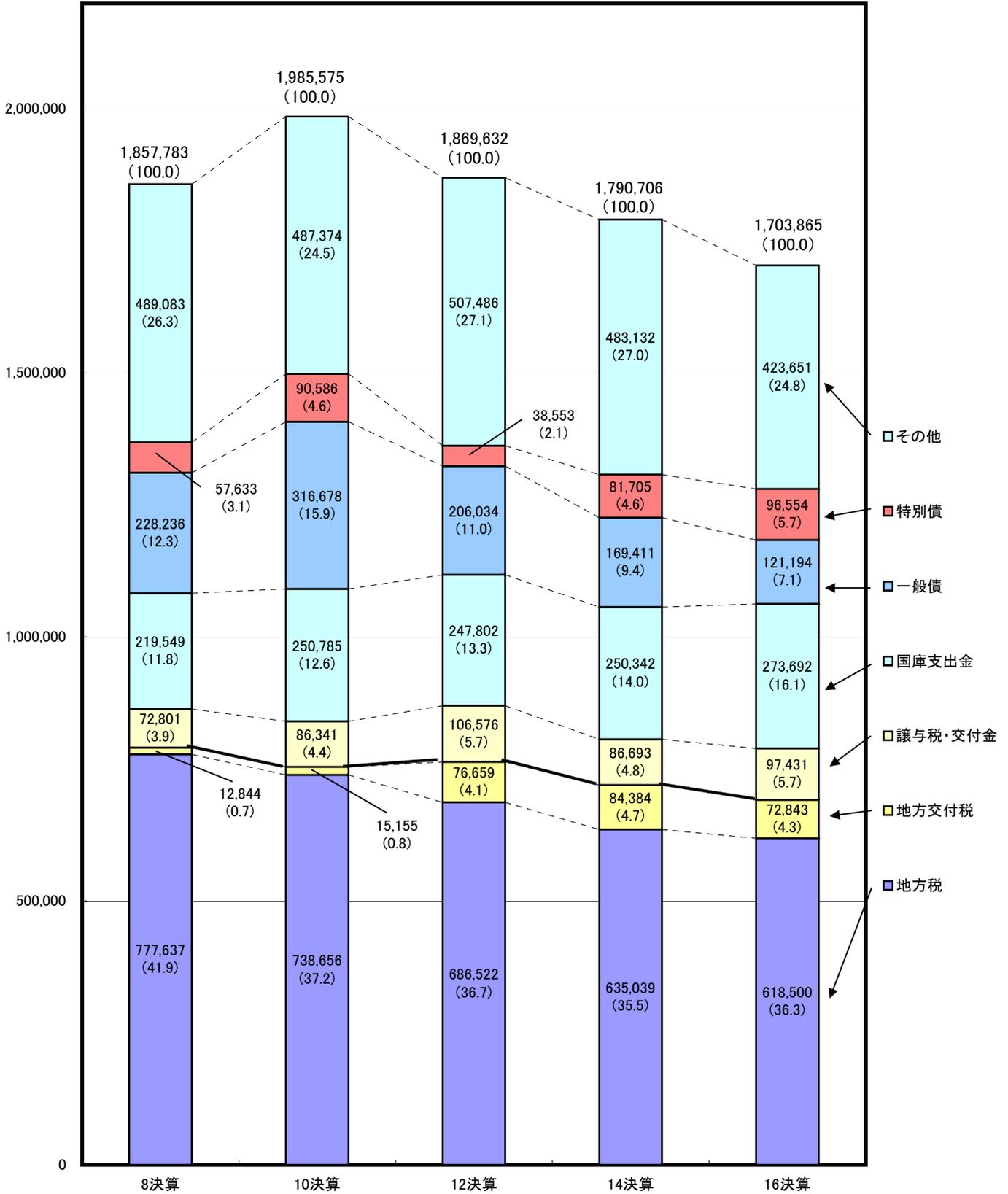
区分 年度	歳入額			歳出額	対前年度 伸び率 (歳出)	歳入歳出 差引形式 収支 a	翌年度繰越 扱及支払繰 延等一般財 源所要額b	差引実質 収支 a-b	経常収 支比率	起債制限 比率 (3年平均)
		うち地方税	構成比							
60年度	1,085,757	532,473	49.0	1,084,891	3.7	866	1,412	△ 546	97.2	17.0
61年度	1,103,842	570,908	51.7	1,102,909	1.7	933	1,453	△ 520	91.8	17.4
62年度	1,220,774	620,983	50.9	1,219,740	10.6	1,034	1,438	△ 404	84.9	17.6
63年度	1,265,525	679,786	53.7	1,264,163	3.6	1,362	1,710	△ 348	77.3	15.9
元年度	1,382,248	724,201	52.4	1,379,368	9.1	2,880	1,651	1,229	72.0	14.4
2年度	1,488,594	736,281	49.5	1,486,053	7.7	2,541	1,358	1,183	71.5	13.0
3年度	1,531,260	767,474	50.1	1,528,288	2.8	2,972	1,464	1,508	71.4	12.5
4年度	1,683,780	759,701	45.1	1,680,665	10.0	3,115	2,280	835	78.3	12.0
5年度	1,782,630	727,123	40.8	1,775,550	5.6	7,080	6,443	637	87.9	12.2
6年度	1,821,553	704,115	38.7	1,808,682	1.9	12,871	12,441	430	92.7	12.5
7年度	1,911,868	735,307	38.5	1,902,861	5.2	9,007	8,282	725	90.9	12.5
8年度	1,857,783	777,637	41.9	1,844,325	△ 3.1	13,458	12,541	917	90.2	12.1
9年度	1,860,889	775,187	41.7	1,852,409	0.4	8,480	7,690	790	95.4	11.8
10年度	1,985,575	738,656	37.2	1,971,451	6.4	14,124	13,602	522	97.8	11.9
11年度	1,910,330	712,955	37.3	1,906,029	△ 3.3	4,301	3,939	362	99.4	12.7
12年度	1,869,632	686,522	36.7	1,860,866	△ 2.4	8,766	8,390	376	99.8	13.6
13年度	1,862,127	665,501	35.7	1,857,703	△ 0.2	4,424	4,114	310	99.8	14.6
14年度	1,790,706	635,039	35.5	1,787,971	△ 3.8	2,735	2,489	246	103.1	15.7
15年度	1,722,657	613,049	35.6	1,719,987	△ 3.8	2,670	2,478	192	102.5	15.8
16年度	1,703,865	618,500	36.3	1,701,951	△ 1.0	1,914	1,685	229	103.6	15.9

普通会計決算の推移(H8年度を100とした場合)



# 歳入内訳の推移(普通会計)

単位:百万円  
 グラフ中の( )内は当該年度における構成比(%)

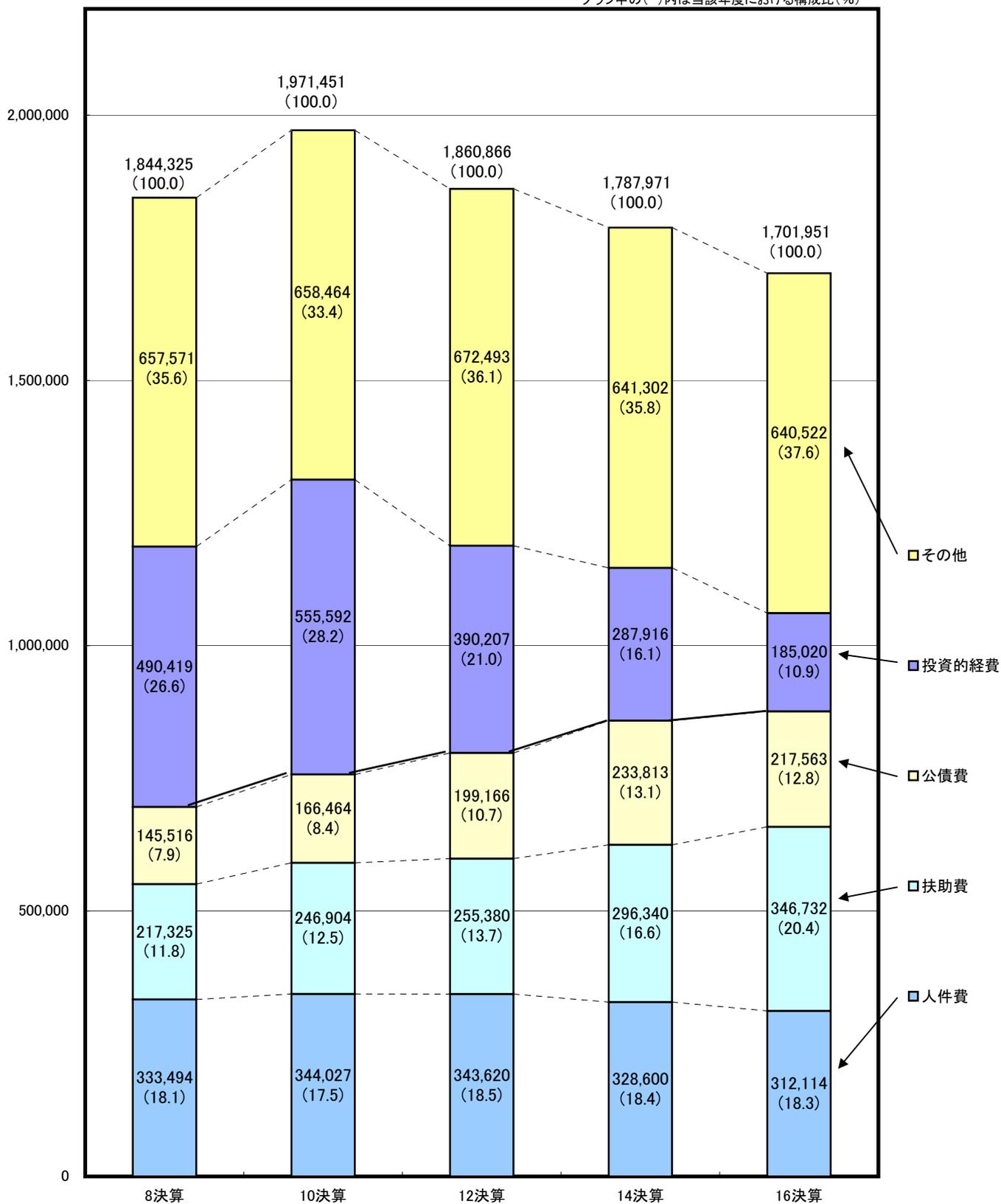


	8決算	10決算	12決算	14決算	16決算
地方税	777,637	738,656	686,522	635,039	618,500
地方交付税	12,844	15,155	76,659	84,384	72,843
計	790,481	753,811	763,181	719,423	691,343
8決算との増減額	-	△ 36,670	△ 27,300	△ 71,058	△ 99,138

# 歳出の性質別内訳の推移(普通会計)

単位:百万円

グラフ中の( )内は当該年度における構成比(%)



<義務的経費(公債費+扶助費+人件費)の推移>

	8決算	10決算	12決算	14決算	16決算
公債費	145,516	166,464	199,166	233,813	217,563
扶助費	217,325	246,904	255,380	296,340	346,732
人件費	333,494	344,027	343,620	328,600	312,114
合計(義務的経費)	696,335	757,395	798,166	858,753	876,409

(参考)

・普通会計とは

総務省の地方財政決算統計上における会計区分であって公営事業会計以外のすべての会計を普通会計とし、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるようにされている。

(注)公営事業会計とは

- ・公営企業会計(地方財政法施行令第12条に掲げる事業)
- ・収益事業会計、国民健康保険事業会計等の事業会計
- ・上記以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計

\*大阪市の場合の普通会計

$$= \text{一般会計} + \left( \begin{array}{l} \text{市街地再開発事業会計の一部} \\ \text{土地先行取得事業会計} \\ \text{母子寡婦福祉貸付資金会計} \\ \text{心身障害者扶養共済事業会計} \end{array} \right) - \text{会計相互間の重複}$$

・経常収支比率とは

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}}$$

・起債制限比率とは

$$\frac{(\text{元利償還額} - \text{繰上償還額} - \text{転貸償還額}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入公債費} + \text{事業費補正算入公債費})}{(\text{標準税収入額} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) - (\text{基準財政需要額算入公債費} + \text{事業費補正算入公債費})}$$

## 16年度の普通会計決算額について

- 歳入総額については、△1.1%の減、歳出総額については、△1.0%の減となっている。
- 地方財政計画の圧縮により、一般財源が△2.5%の減（地方税、地方交付税、臨時財政対策債の3者ベース；754,662百万円→735,429百万円）となっているものの、人件費の削減（△12,122百万円、△3.7%）や投資的経費の大幅な圧縮（△34,683百万円、△15.8%）を行ったことなどにより、実質収支については229百万円の黒字と、均衡を維持できたという状況である。
- 歳出は、生活保護費（+12,282百万円、6.1%）等の扶助費が増加しているものの、給料の減額、人員の見直しなどによる人件費の削減や、投資的経費の大幅な圧縮を行った結果、総額で△1.0%の減と6年連続の減とし、引き続き抑制に努めたところである。
- 歳入は、地方税については、法人市民税の増収（+16,134百万円）等により、平成8年度以来、8年振りに前年度決算を上回ったものの、ピークである平成8年度に比べ△20.5%の減となっている。

〔△159,137百万円（⑧777,637→⑩618,500、△20.5%）〕

また、歳入総額に占める構成比についても36.3%と低水準（過去最低⑭35.5%）にあり、地方税中心の歳入構造から程遠い状態となっている。三位一体の改革が、地方分権の推進のため、住民に身近な地方に権限と税財源を移し、地方の責任において自主的・自立的な行財政運営を行うことにより、住民が行政サービスを自ら決定し、享受できる仕組みを作ることを目指すものであることから、国においては、地方の意見を反映した真の三位一体の改革を着実に実現されることが必要であると認識している。

- 地方債については、投資的経費の圧縮や臨時財政対策債をはじめとする特別債の減等により△10.4%の減としている。

(参考)

特別債：地方交付税等により償還のための財源が措置される特別な起債

- 地方債残高については、16年度末で2兆8,688億円となっている。本市においてはこれまで、膨大な昼間人口(366万人)を対象とした社会資本整備を、起債を活用して推進してきたほか、近年の地方の収支不足に対し、主として地方債による補てん措置がとられてきたこともあって、ここ数年、投資的経費を抑制し、起債の縮減をはかっているものの、依然として高水準になっている。

(参考) 投資的経費については、平成8年度に比べ約4割の水準

[△305,399百万円(⑧490,419→⑩185,020、△62.3%)]

- 経常収支比率については、生活保護費といった義務的経費が増となることや、地方財政計画の圧縮によって一般財源が減となったこと等により、1.1ポイント上昇し、103.6%となっている。

昨年度に引き続き100%を超えており、経常的な歳入だけでは経常的な歳出を賄えない厳しい状況にある。

- 市税収入については、基幹税目である固定資産税・都市計画税が引き続き地価下落によって減収するなど、当分の間低水準で推移することが見込まれるとともに、地方財政対策の動向についても極めて不透明な状況にある。加えて、扶助費や公債費などの義務的経費の増嵩が確実であり、平成20年度には一般会計で△832億円の収支不足が予想されるなど、見通しは一層厳しい状況にある。

今後、持続可能な都市として生き残っていくために、高齢社会の進展や人口減少時代を見据え、次世代への負担を回避するという認識のもと、「改革マニフェスト(仮称)」の内容を踏まえながら、財政構造改革の具体的な「行動計画」を策定、取り組みを進めることとしている。